

伊勢市公報

第348号
令和2年5月7日
木曜日

目次

| | 頁 |
|--|----|
| 規 則 | |
| ○ 伊勢市職員の給与の支給に関する規則及び職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則 | 2 |
| ○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則 | 5 |
| 訓 令 | |
| ○ 伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令 | 8 |
| 告 示 | |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 10 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 11 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 12 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 13 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 14 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 15 |
| ○ 伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務の委託について | 16 |
| ○ 令和2年3月末財政状況の公表について | 17 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 23 |
| ○ 道路の区域変更について | 24 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○ 選挙管理委員会関係 | |
| ・ 伊勢市条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名の総数について | 25 |
| ・ 伊勢市条例制定請求者署名簿の縦覧について | 26 |
| 上下水道事業告示 | |
| ○ 流域関連公共下水道の供用開始について | 27 |
| ○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について | 28 |
| 公 告 | |
| ○ 公示送達 | 29 |
| ○ 所有者の判明しない犬の引取りについて | 30 |
| ○ 公示送達 | 31 |
| ○ 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更に伴う公告について | 32 |
| 上下水道事業公告 | |
| ○ 都市計画事業及び明和都市計画下水道事業の縦覧について | 33 |
| ○ 公共下水道事業受益者負担金の令和2年度賦課対象区域について | 34 |

伊勢市職員の給与の支給に関する規則及び職員の通勤手当支給に関する

規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 35 号

伊勢市職員の給与の支給に関する規則及び職員の通勤手当支給に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員の給与の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中第 4 号を第 6 号とし、第 3 号の次に次の 2 号を加える。

(4) 自己啓発等休業（地方公務員法第26条の 5 に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

(5) 配偶者同行休業（地方公務員法第26条の 6 に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第 5 条第 2 項中「育児休業をし」の次に「、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし」を加える。

(職員の通勤手当支給に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の通勤手当支給に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）別表に掲げる」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和 42 年自治省令第 27 号）別表第 3 に定める」に改める。

第 14 条第 1 項第 3 号中「育児休業をし」の次に「、法第 26 条の 5 に規定する自己啓発等休業をし、法第 26 条の 6 に規定する配偶者同行休業をし」を加え、「であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなるとき。」を「(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。第 16 条第 2 項において「休

職等となった場合」という。)」に改める。

第 16 条第 2 項中「法第 28 条第 2 項の規定により休職にされ、法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、育児休業法第 2 条の規定により育児休業をし、又は法第 29 条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が 2 以上の月にわたることとなったとき」を「休職等となった場合」に、「除く。）は」を「除く。）には」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(支給単位期間に係る経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に第 2 条の規定による改正前の職員の通勤手当支給に関する規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する休職、許可、育児休業又は停職となった場合に該当した職員の支給単位期間の開始については、なお従前の例による。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月24日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第36号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第1条 伊勢市事務分掌規則(平成19年伊勢市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の表健康福祉部の部に次のように加える。

特別定額給付金対策室 特別定額給付金対策係

第3条の表産業観光部の部商工労政課の項中「産業支援係」を「産業支援係 経営支援係」に改める。

第5条の表健康福祉部の部に次のように加える。

特別定額給付金対策室

特別定額給付金対策係

(1) 特別定額給付金に関すること。

第5条の表産業観光部の部商工労政課の款に次のように加える。

経営支援係

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業に対する支援に関すること。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第2条 伊勢市公印規則(平成17年伊勢市規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表出納員印の項中

「

| | | |
|-----------------------|---------|---|
| 障がい福祉課の所管事務に係る諸収入金の収納 | 障がい福祉課長 | 1 |
|-----------------------|---------|---|

を

」

「

| | | |
|---------------------------|-------------|---|
| 障がい福祉課の所管事務に係る諸収入金の収納 | 障がい福祉課長 | 1 |
| 特別定額給付金対策室の所管事務に係る諸収入金の収納 | 特別定額給付金対策室長 | 1 |

に改める。

」

(伊勢市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則（令和2年伊勢市規則第28号）を次のように改める。

第2条第1項の表中「及び障がい福祉課」を「、障がい福祉課及び特別定額給付金対策室」に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第4条 伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表健康福祉部の部に次のように加える。

| | | | |
|------------|----|---------------------------|-------------|
| 特別定額給付金対策室 | 室長 | 特別定額給付金対策室の所管事務に係る諸収入金の収納 | 特別定額給付金対策室員 |
|------------|----|---------------------------|-------------|

附 則

この規則は、令和2年4月27日から施行する。

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月24日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第6号

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令
 (伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第1条 伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の7中(10)の表の次に次の1表を加える。

(11) 特別定額給付金対策室

| 事項 | 市長 | 専決区分 | | | 備考 |
|------------------|--------------|------|----|---------|----|
| | | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| 1 特別定額給付金に関すること。 | 特に重要 又は異例 | 重要 | 軽易 | 定例的かつ軽易 | |

別表第2の8(1)の表に次のように加える。

| | | | | | |
|--------------------------------------|--------------|----|----|---------|--|
| 10 新型コロナウイルス感染症に関する中小企業に対する支援に関すること。 | 特に重要 又は異例 | 重要 | 軽易 | 定例的かつ軽易 | |
|--------------------------------------|--------------|----|----|---------|--|

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市文書管理規程(平成17年伊勢市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1障の項の次に次のように加える。

| | |
|----|-----------------|
| 特給 | 健康福祉部特別定額給付金対策室 |
|----|-----------------|

附 則

この訓令は、令和2年4月27日から施行する。

伊勢市告示第 66 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、藤ヒルズ自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

| | |
|-----|------------------|
| 変更前 | 南 晋 介 |
| | 伊勢市藤里町 189 番地 80 |
| 変更後 | 梅 秀 幸 |
| | 伊勢市藤里町 189 番地 48 |

伊勢市告示第 67 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
荘区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 2 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 出 口 勝 信

伊勢市二見町荘 1684 番地

変更後 里 田 和 也

伊勢市二見町荘 1306 番地 5

伊勢市告示第 68 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西豊浜町小川区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 田 賢

伊勢市西豊浜町 3693 番地

変更後 野 呂 典 久

伊勢市西豊浜町 3670 番地 1

伊勢市告示第 69 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神田町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 2 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 楠 木 宏

伊勢市神田久志本町 804 番地 7

変更後 西 野 泰

伊勢市神久 4 丁目 8 番 13 号

伊勢市告示第 70 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、東大淀町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 澤 村 薫

伊勢市東大淀町 45 番地 1

変更後 上 井 信 男

伊勢市東大淀町 126 番地 1

伊勢市告示第 71 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
城田団地自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

令和 2 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 大 久 保 国 雄
伊勢市上地町 395 番地 23

変更後 念 佛 潔
伊勢市上地町 450 番地 13

伊勢市告示第 72 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市労働福祉会館の使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市西豊浜町 141 番地 1

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

理事長 角前 明

2 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、令和2年3月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。
 令和2年4月27日

伊勢市長 鈴木 健一

伊 勢 市 の 財 政

1 3月末における人口、世帯数、面積の状況

| | | | |
|-------|-------------------------|--------------------|-------------|
| 人 口 | 125,043 人 | (令和元年度現計予算 1人当たり | 425,977 円) |
| 世 帯 数 | 55,615 世帯 | (令和元年度現計予算 1世帯当たり | 957,753 円) |
| 面 積 | 208.35 k m ² | | |

2 令和元年度一般会計予算の状況

(単位 千円)

| 歳 入 | | | | | 歳 出 | | | | |
|-----------------------------------|-------------|-----------|-------------|--------------|-------------|-------------|-----------|-------------|--------------|
| 項 目 | 予算現額 (A) | 構成割合 % | 収入済額 (B) | (B)／(A) % | 項 目 | 予算現額 (A) | 構成割合 % | 支出済額 (B) | (B)／(A) % |
| 市 税 | 16,450,000 | 30.9 | 16,324,011 | 99.2 | 議 会 費 | 315,311 | 0.6 | 307,761 | 97.6 |
| 地 方 譲 与 税 | 335,938 | 0.6 | 346,810 | 103.2 | 総 務 費 | 4,584,830 | 8.6 | 3,802,357 | 82.9 |
| 利 子 割 交 付 金 | 14,000 | 0.0 | 17,319 | 123.7 | 民 生 費 | 19,761,958 | 37.1 | 17,854,369 | 90.3 |
| 配 当 割 交 付 金 | 70,000 | 0.1 | 88,665 | 126.7 | 衛 生 費 | 4,988,527 | 9.4 | 4,561,263 | 91.4 |
| 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 35,000 | 0.1 | 48,603 | 138.9 | 労 働 費 | 57,064 | 0.1 | 46,486 | 81.5 |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 | 2,280,000 | 4.3 | 2,316,573 | 101.6 | 農 林 水 産 業 費 | 1,269,728 | 2.4 | 831,057 | 65.5 |
| ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 14,000 | 0.0 | 15,100 | 107.9 | 商 工 費 | 495,410 | 0.9 | 402,308 | 81.2 |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 71,788 | 0.1 | 71,874 | 100.1 | 観 光 費 | 795,734 | 1.4 | 663,134 | 83.3 |
| 環 境 性 能 割 交 付 金 | 20,000 | 0.0 | 17,917 | 89.6 | 土 木 費 | 6,635,710 | 12.5 | 5,202,626 | 78.4 |
| 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 | 89,520 | 0.2 | 89,520 | 100.0 | 消 防 費 | 2,231,374 | 4.2 | 1,969,241 | 88.3 |
| 地 方 特 例 交 付 金 | 321,494 | 0.6 | 328,584 | 102.2 | 教 育 費 | 6,007,795 | 11.3 | 4,474,461 | 74.5 |
| 地 方 交 付 税 | 10,594,821 | 19.9 | 10,846,757 | 102.4 | 災 害 復 旧 費 | 416,623 | 0.8 | 96,026 | 23.0 |
| 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 12,711 | 0.0 | 12,972 | 102.1 | 公 債 費 | 5,655,348 | 10.6 | 5,654,295 | 100.0 |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 703,344 | 1.3 | 677,824 | 96.4 | 諸 支 出 金 | 2 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 352,187 | 0.7 | 337,966 | 96.0 | 予 備 費 | 50,000 | 0.1 | 0 | 0.0 |
| 国 庫 支 出 金 | 7,181,169 | 13.5 | 6,747,558 | 94.0 | | | | | |
| 県 支 出 金 | 3,432,735 | 6.5 | 3,134,127 | 91.3 | | | | | |
| 財 産 取 入 | 147,640 | 0.3 | 144,912 | 98.2 | | | | | |
| 寄 附 金 | 116,031 | 0.2 | 126,550 | 109.1 | | | | | |
| 繰 入 金 | 3,457,252 | 6.5 | 5,099 | 0.1 | | | | | |
| 繰 越 金 | 447,948 | 0.8 | 447,948 | 100.0 | | | | | |
| 諸 取 入 | 771,035 | 1.5 | 536,717 | 69.6 | | | | | |
| 市 債 | 6,346,800 | 11.9 | 854,700 | 13.5 | | | | | |
| 合 計 | 53,265,413 | 100.0 | 43,538,106 | 81.7 | 合 計 | 53,265,413 | 100.0 | 45,865,384 | 86.1 |

※歳入の国庫支出金、県支出金、繰入金及び諸収入については、繰越明許費繰越財源を、繰越金及び市債については、繰越明許費繰越財源及び継続費通次繰越財源を含みます。また、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、観光費、消防費及び災害復旧費については、繰越明許費繰越額を、土木費及び教育費については、繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

| 項目 | 予算現額 (A) | 構成割合 % | 収入済額 (B) | (B) / (A) % | 備考 |
|-------|-------------|-----------|-------------|----------------|----|
| 市民税 | 7,343,000 | 44.6 | 7,124,696 | 97.0 | |
| 固定資産税 | 6,659,669 | 40.5 | 6,732,029 | 101.1 | |
| 軽自動車税 | 377,600 | 2.3 | 383,428 | 101.5 | |
| 市たばこ税 | 706,731 | 4.3 | 685,652 | 97.0 | |
| 入湯税 | 23,000 | 0.1 | 28,563 | 124.2 | |
| 都市計画税 | 1,340,000 | 8.2 | 1,369,643 | 102.2 | |
| 合計 | 16,450,000 | 100.0 | 16,324,011 | 99.2 | |

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

| 項目 | 予算現額 | 構成割合 % | 備考 |
|-------------|------------|-----------|----|
| 消費的経費 | 32,382,945 | 60.8 | |
| 人件費 | 8,262,105 | 15.5 | |
| 物件費 | 8,521,636 | 16.0 | ※ |
| 維持補修費 | 351,450 | 0.7 | |
| 扶助費 | 11,393,835 | 21.4 | |
| 補助費等 | 3,853,919 | 7.2 | ※ |
| 投資的経費 | 7,222,988 | 13.6 | |
| 普通建設事業 | 6,806,365 | 12.8 | ※ |
| 災害復旧事業 | 416,623 | 0.8 | ※ |
| 失業対策事業 | 0 | 0.0 | |
| その他の経費 | 13,659,480 | 25.6 | |
| 貸付金 | 1,000 | 0.0 | |
| 公債費 | 5,655,348 | 10.6 | |
| 投資及び 貸付金 | 224,300 | 0.4 | ※ |
| 積立金 | 187,711 | 0.3 | |
| 繰出金 | 7,542,270 | 14.2 | |
| 予備費 | 48,851 | 0.1 | |
| 合計 | 53,265,413 | 100.0 | |

※繰越明許費繰越額及び継続費通次繰越額を含みます。

3 令和元年度特別会計予算執行状況

(単位 千円)

| 会 計 別 | 予 算 現 額 | 収 入 済 額 | 支 出 済 額 | 備 考 |
|------------------------|------------|------------|------------|-----|
| 国民健康保険特別会計 | 12,881,751 | 12,056,820 | 12,045,299 | |
| 後期高齢者医療特別会計 | 3,094,718 | 3,106,088 | 2,867,836 | |
| 介護保険特別会計 | 14,178,342 | 13,411,556 | 12,650,893 | |
| 住宅新築資金等貸付事業 特 別 会 計 | 5,172 | 6,283 | 5,040 | |
| 観光交通対策特別会計 | 664,733 | 655,855 | 452,319 | |
| 土地取得特別会計 | 876,977 | 198,926 | 186,066 | |
| 合 計 | 31,701,693 | 29,435,527 | 28,207,452 | |

4 市債の状況

(単位 千円)

| 目 的 別 | | 借 入 先 別 | | |
|----------------------------|------------|---------------------|----------------------|------------|
| 一 般 会 計 債 | 53,057,560 | 政府資金 | 財 務 省 | 22,914,072 |
| 総 務 債 | 1,759,460 | | (旧) 日 本 郵 政 公 社 | 1,035,152 |
| 民 生 債 | 411,892 | 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 | | 9,853,095 |
| 衛 生 債 | 5,428,206 | 三 重 県 | | 7,376 |
| 労 働 債 | 12,009 | 共 済 組 合 等 | | 3,355,028 |
| 農 林 水 産 業 債 | 2,449,749 | 銀 行 等 | | 15,894,851 |
| 商 工 債 | 38,220 | | | |
| 観 光 債 | 22,279 | | | |
| 土 木 債 | 7,393,140 | | | |
| 公 営 住 宅 債 | 321,741 | | | |
| 消 防 債 | 3,140,631 | | | |
| 教 育 債 | 8,820,062 | | | |
| 災 害 復 旧 債 | 90,849 | | | |
| 減 税 補 て ん 債 | 344,494 | | | |
| 臨 時 財 政 対 策 債 | 22,824,828 | | | |
| 特 別 会 計 債 | 2,014 | | | |
| 住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 事 業 債 | 2,014 | | | |
| 合 計 | 53,059,574 | 合 計 | | 53,059,574 |

5 一時借入金の状況

| 区 分 | 借入金残金 | 借入先 | 備考 |
|-----|-------|-----|----|
| — | — | — | |

6 市有財産の状況

| 区 分 | 現 在 高 | 備 考 |
|---------------------------------|-----------------------------|-------|
| 土 地 | 4,002,745.08 m ² | |
| 建 物 | 400,725.05 m ² | |
| 動 産 | 23 個 | |
| 物 権 | 2,208.55 m ² | |
| 基 金 | 25,691,315 千円 | |
| 有 価 証 券 ・ 出 資 金 等 | 1,138,847 千円 | |
| 物 品 取 得 価 格 50 万 円 以 上 の も の | 車 両 | 302 台 |
| | そ の 他 | 675 点 |
| 無 体 財 産 権 | 6 件 | |

参考 令和2年度当初予算

○ 一般会計

(単位 千円)

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

| 歳 入 | | | 歳 出 | | | 項 目 | 予算現額 | 構成割合 % | 備 考 |
|--------------------------------------|------------|-----------|-------------|------------|-----------|----------------|------------|-----------|-----|
| 項 目 | 予 算 額 | 構成割合 % | 項 目 | 予 算 額 | 構成割合 % | | | | |
| 市 税 | 16,320,000 | 29.7 | 議 会 費 | 323,796 | 0.6 | 消 費 的 経 費 | 32,322,688 | 58.9 | |
| 地 方 譲 与 税 | 357,000 | 0.7 | 総 務 費 | 4,209,463 | 7.7 | 人 件 費 | 10,222,007 | 18.6 | |
| 利 子 割 交 付 金 | 10,000 | 0.0 | 民 生 費 | 20,188,678 | 36.8 | 物 件 費 | 6,608,842 | 12.1 | |
| 配 当 割 交 付 金 | 60,000 | 0.1 | 衛 生 費 | 5,322,655 | 9.7 | 維 持 補 修 費 | 325,724 | 0.6 | |
| 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 20,000 | 0.0 | 労 働 費 | 59,311 | 0.1 | 扶 助 費 | 11,370,563 | 20.7 | |
| 法 人 事 業 税 交 付 金 | 100,000 | 0.2 | 農 林 水 産 業 費 | 916,728 | 1.7 | 補 助 費 等 | 3,795,552 | 6.9 | |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 | 2,680,000 | 4.9 | 商 工 費 | 412,622 | 0.7 | 投 資 的 経 費 | 8,473,764 | 15.4 | |
| ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 | 14,000 | 0.0 | 観 光 費 | 762,139 | 1.4 | 普 通 建 設 事 業 | 8,473,728 | 15.4 | |
| 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 1 | 0.0 | 土 木 費 | 7,337,276 | 13.4 | 災 害 復 旧 事 業 | 36 | 0.0 | |
| 環 境 性 能 割 交 付 金 | 50,000 | 0.1 | 消 防 費 | 2,484,467 | 4.5 | 失 業 対 策 事 業 | 0 | 0.0 | |
| 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 | 84,000 | 0.2 | 教 育 費 | 7,102,575 | 12.9 | そ の 他 の 経 費 | 14,094,418 | 25.7 | |
| 地 方 特 例 交 付 金 | 95,000 | 0.2 | 災 害 復 旧 費 | 36 | 0.0 | 貸 付 金 | 1,000 | 0.0 | |
| 地 方 交 付 税 | 10,110,000 | 18.4 | 公 債 費 | 5,721,122 | 10.4 | 公 債 費 | 5,721,122 | 10.4 | |
| 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金 | 14,000 | 0.0 | 諸 支 出 金 | 2 | 0.0 | 投 資 及 び 資 金 | 30,000 | 0.1 | |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 590,843 | 1.1 | 予 備 費 | 50,000 | 0.1 | 積 立 金 | 61,862 | 0.1 | |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 342,667 | 0.6 | | | | 繰 出 金 | 8,230,434 | 15.0 | |
| 国 庫 支 出 金 | 7,246,326 | 13.2 | | | | 予 備 費 | 50,000 | 0.1 | |
| 県 支 出 金 | 3,468,677 | 6.3 | | | | 合 計 | 54,890,870 | 100.0 | |
| 財 産 収 入 | 62,748 | 0.1 | | | | | | | |
| 寄 附 金 | 160,012 | 0.3 | | | | | | | |
| 繰 入 金 | 5,374,235 | 9.8 | | | | | | | |
| 繰 越 金 | 50,000 | 0.1 | | | | | | | |
| 諸 収 入 | 614,361 | 1.1 | | | | | | | |
| 市 債 | 7,067,000 | 12.9 | | | | | | | |
| 合 計 | 54,890,870 | 100.0 | 合 計 | 54,890,870 | 100.0 | | | | |

○ 市税

(単位 千円)

| 項目 | 予算額 | 構成割合 % | 備考 |
|-------|------------|-----------|----|
| 市民税 | 7,203,000 | 44.1 | |
| 固定資産税 | 6,651,911 | 40.8 | |
| 軽自動車税 | 393,000 | 2.4 | |
| 市たばこ税 | 700,089 | 4.3 | |
| 入湯税 | 25,000 | 0.1 | |
| 都市計画税 | 1,347,000 | 8.3 | |
| 合計 | 16,320,000 | 100.0 | |

○ 特別会計

(単位 千円)

| 会計別 | 予算額 | 備考 |
|---------------------|------------|----|
| 国民健康保険特別会計 | 12,808,348 | |
| 後期高齢者医療特別会計 | 3,182,276 | |
| 介護保険特別会計 | 14,419,571 | |
| 住宅新築資金等貸付事業 特別会計 | 3,977 | |
| 観光交通対策特別会計 | 596,033 | |
| 土地取得特別会計 | 1,469,332 | |
| 合計 | 32,479,537 | |

伊勢市告示第 74 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、小川町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

| | |
|-----|----------------------|
| 変更前 | 上 野 修 |
| | 伊勢市中島 2 丁目 25 番 25 号 |
| 変更後 | 中 山 登 |
| | 伊勢市中島 2 丁目 23 番 9 号 |

伊勢市告示第 75 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-------|---------|--------------------------------------|------|---------------|------------|
| 市 道 | 小俣 1 号線 | 小俣町元町 1720 番地先から 小俣町元町 1768 番地先まで | 旧 | 4.5～12.3 | 151.2 |
| | | | 新 | 9.3～13.9 | 151.2 |

伊勢市選挙管理委員会告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第95条の2の規定により、伊勢市条例制定請求者署名簿に署名し印を押した者の総数及び有効署名の総数を、次のとおり告示します。

令和2年4月27日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田節夫

記

- | | | |
|---|--------------|--------|
| 1 | 署名し印を押した者の総数 | 2,255人 |
| 2 | 有効署名の総数 | 1,953人 |

伊勢市選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第2項の規定により、伊勢市条例制定請求者署名簿を、次のとおり関係人の縦覧に供します。

令和2年4月27日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜田節夫

記

- 1 縦覧の期間 令和2年4月28日から同年5月4日まで

- 2 縦覧の場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東館4階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 2 年 4 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 2 年 4 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 2 年 5 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
田尻町、竹ヶ鼻町、黒瀬町、神久 6 丁目、宮町 1 丁目、小俣町相合及び小俣町元町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 11 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和 2 年 4 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 指定 番号 | 事業者名 | 所 在 地 | 指定年月日 | 指定有効期限 |
|----------|------|-----------------------------|-----------------|-----------------|
| 388 | 藤谷水道 | 志摩市志摩町 布施田 2441 番 地 3 | 令和 2 年 4 月 15 日 | 令和 7 年 4 月 14 日 |

伊勢市公告第 25 号

公 示 送 達

下記の者の差押解除通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 2 年 4 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
| 省略 | 省略 |

伊勢市公告第26号

所有者の判明しない犬の引取りについて

次の犬を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引取りをした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので公告します。

令和2年4月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 引取りをした犬

| 番号 | 保護した場所 | 動物種 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他 |
|----|--------|-----|----|----|----|----|-----------|----------|
| 1 | 伊勢市中之町 | 犬 | 雑種 | 茶 | 雄 | 中 | 91日 以上 | 赤の 首輪 |

2 引取りをした日 令和2年4月14日

3 収容期限 令和2年4月22日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 27 号

公 示 送 達

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び配当金等充当通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 2 年 4 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

| 氏 名 | 住 所 |
|-----|-----|
| 省略 | 省略 |

伊勢市公告第 28 号

伊勢市地域の農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 5 第 1 項第 27 号ロの規定により公告し、当該計画の変更案を公告の日から 30 日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

令和 2 年 4 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧期間
自 令和 2 年 4 月 27 日
至 令和 2 年 5 月 27 日

- 2 伊勢市地域の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出先
伊勢市産業観光部 農林水産課 本庁舎 東館 3 階
郵送 〒516-8601
伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課
T E L 0596-21-5645
F A X 0596-21-5651
電子メール nourin@city.ise.mie.jp

- 3 意見書の提出方法、提出に当たっての留意事項
意見書は、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。
意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあつては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してください。

伊勢市上下水道事業公告第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和2年4月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画及び明和都市計画下水道事業

2 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課

伊勢市上下水道事業公告第2号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)附則第3項の規定によりなおその例によることとされる合併前の二見町公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成3年二見町条例第20号)第5条、合併前の小俣町下水道事業受益者負担に関する条例(平成9年小俣町条例第17号)第5条及び合併前の御菌村公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年御菌村条例第12号)第5条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の令和2年度賦課対象区域を定めたので公告します。

令和2年4月22日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和2年度賦課対象区域

二見町三津、二見町荘、二見町西、二見町今一色の各一部

小俣町宮前、小俣町相合、小俣町明野、小俣町元町、小俣町湯田、小俣町新村、小俣町本町の各一部

御菌町高向、御菌町長屋、御菌町王中島、御菌町新開、御菌町上條、御菌町小林の各一部



二見地区

令和2年度 賦課対象区域





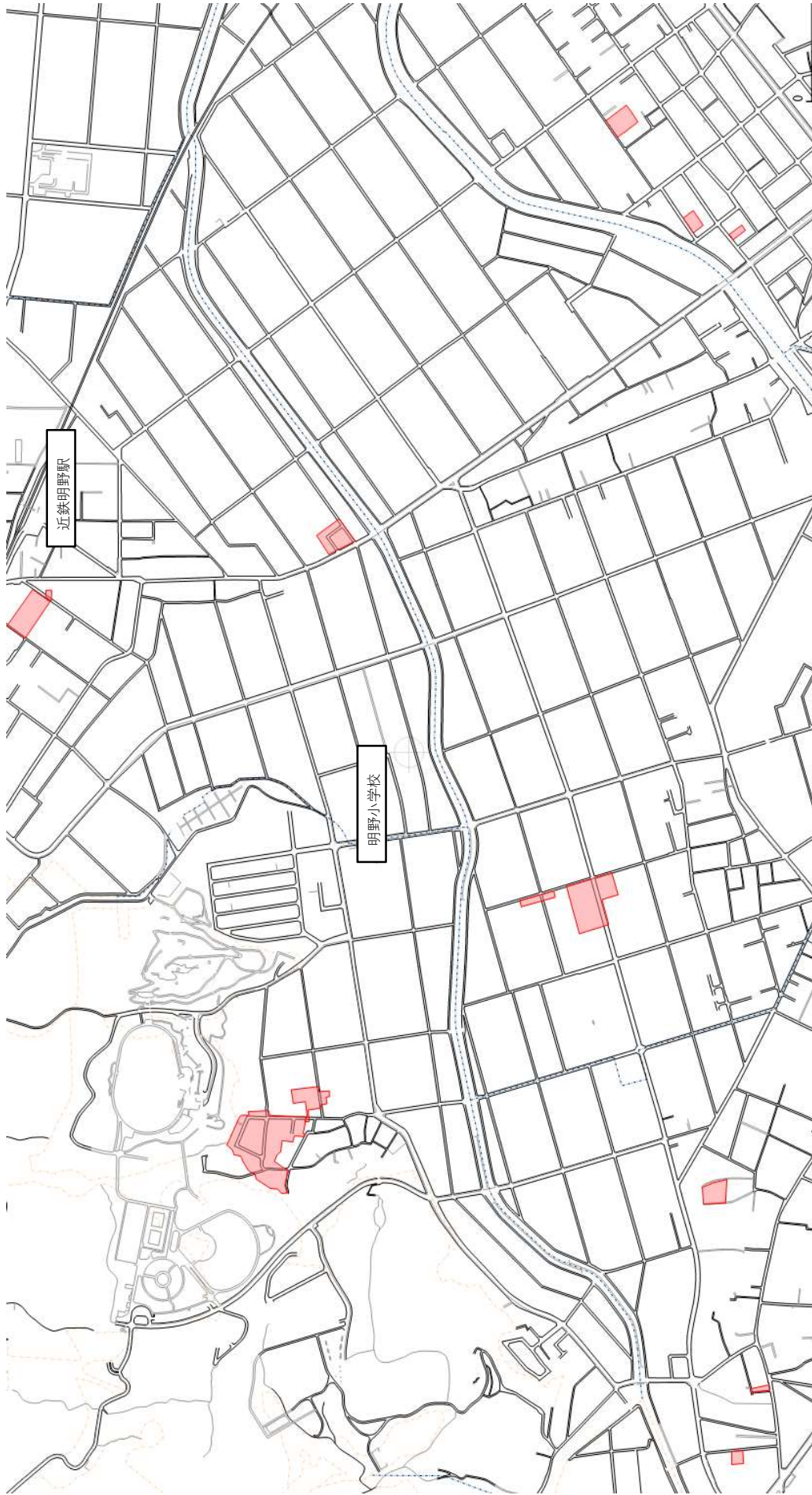
二見地区

令和2年度 賦課対象区域



小俣地区

令和2年度 賦課対象区域



小俣地区

令和2年度 賦課対象区域



小俣地区

令和2年度 賦課対象区域



小俣地区

令和2年度 賦課対象区域





御園地区

令和2年度 賦課対象区域



御園地区

令和2年度 賦課対象区域